

(別記様式第5号)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化(警察用の船舶)(地方税1) (軽油引取税:外)
2	要望の内容	警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	生活安全局地域課、長官官房会計課装備室
4	評価実施時期	平成26年7月(分析対象期間:平成21年4月~平成32年3月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年の軽油引取税創設当時から、非課税措置がなされていた。平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は3年間の時限措置となり、これが平成24年に延長され、平成27年3月31日までの時限措置となった。
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>国民の安全・安心の確保</p> <p>海上及び海上からのテロ活動の未然防止</p> <p>海上警備・沿岸警備の強化</p> <p>薬物・銃器密輸の水際阻止の強化</p> <p>密漁事犯・環境犯罪の取締り等の推進</p> <p>大規模災害発生時における治安維持機能の確保</p> <p>海上における人命救助等</p> <hr/> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項及び第36条第2項</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定)</p> <p>2(3) 海上及び海上からのテロ活動の未然防止</p> <p>2(3) 海上警備・沿岸警備の強化</p> <p>4(3) 薬物密輸の水際阻止の強化</p> <p>4(4) 銃器密輸の水際阻止の強化</p> <p>4(6) 密漁事犯の根絶</p> <p>4(6) 環境犯罪対策の推進</p> <p>5(4) 地域警察活動の強化</p> <p>7(1) 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備</p> <p>7(1) 大規模災害発生時における治安維持機能の確保</p> <p>国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)第3章2(1)(「救助・救急活動や警戒等に必要な…船舶…等の装備資機材…等について…整備・高度化を推進する。」)</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成26年度実績評価計画書(平成26年3月 国家公安委員会・警察庁)</p> <p>基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保</p> <p>業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進</p> <p>業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化</p> <p>基本目標3 組織犯罪対策の強化</p> <p>業績目標1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化</p> <p>業績目標2 来日外国人犯罪対策の強化</p> <p>基本目標5 国の公安の維持</p>

		<p>業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処</p> <p>業績目標2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処</p> <p>業績目標3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処</p>
	達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>水上警察活動の充実</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間 ・ 水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数、保護救助人員数 <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>警察用船舶は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り 災害・水難時の捜索救助 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備 <p>等の水上警察活動に不可欠な資機材として用いられているところ、課税免除措置がなされた場合、当該活動に要する燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、警察用船舶の駆動時間が増加し、水上警察活動の充実が図られ、もってテロ活動の未然防止等、国民の安全・安心の確保に寄与することが見込まれる。</p>
有効性等	適用数等	<p>ディーゼルエンジン搭載警察用船舶</p> <p>将来の推計</p> <p>平成 27 年度:151 隻</p> <p>平成 28 年度:151 隻</p> <p>平成 29 年度:151 隻</p> <p>(算定根拠)</p> <p>平成 25 年中のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数</p> <p>過去の実績(全てに本特別措置を適用している。)</p> <p>平成 22 年:169 隻</p> <p>平成 23 年:162 隻</p> <p>平成 24 年:158 隻</p> <p>平成 25 年:151 隻</p>
	減収額	<p>将来の推計</p> <p>平成 27 年度:1億 1,400 万円</p> <p>平成 28 年度:1億 1,400 万円</p> <p>平成 29 年度:1億 1,400 万円</p> <p>(算定根拠)</p> <p>平成 21 年から 25 年の課税免除額の平均</p> <p>過去の実績</p> <p>平成 21 年度:約1億 1,400 万円(約 3,560 キロリットル)</p> <p>平成 22 年度:約1億 1,400 万円(約 3,555 キロリットル)</p> <p>平成 23 年度:約1億 1,000 万円(約 3,423 キロリットル)</p> <p>平成 24 年度:約1億 1,400 万円(約 3,540 キロリットル)</p> <p>平成 25 年度:約1億 1,700 万円(約 3,631 キロリットル)</p>

効果・達成
目標の実
現状況

(政策目的の実現状況)

将来の推計

燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、水上警察活動が充実することにより、海上及び海上からのテロ活動の未然防止や海上警備・沿岸警備の強化等が図られる。

過去の実績

・海上及び海上からの重大テロ事案等の発生件数

平成 22 年: 0 件

平成 23 年: 0 件

平成 24 年: 0 件

平成 25 年: 0 件

・水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数

平成 22 年: 323 人

平成 23 年: 355 人

平成 24 年: 240 人

平成 25 年: 155 人

・水上警察活動に伴う保護救助人員数

平成 22 年: 269 人

平成 23 年: 144 人

平成 24 年: 203 人

平成 25 年: 107 人

平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、水上警察活動が充実し、海上及び海上からのテロ活動の防止や海上警備・沿岸警備の強化等による国民の安全・安心の確保という所期の目標が達成されたが、引き続き、国民の安全・安心の確保を図る必要がある。

(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)

将来の推計

・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の数

平成 27 年度: 151 隻

平成 28 年度: 151 隻

平成 29 年度: 151 隻

(算定根拠)

平成 25 年中のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数

・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間

平成 27 年度: 664.7 時間

平成 28 年度: 664.7 時間

平成 29 年度: 664.7 時間

(算定根拠)

平成 22 年から 25 年のディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間の平均

燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間が十分に確保されることにより、水上警察活動の充実が図られる。

過去の実績

・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の数(全てに本租税特別措置を適用している。)

平成 22 年:169 隻

平成 23 年:162 隻

平成 24 年:158 隻

平成 25 年:151 隻

・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間

平成 22 年:552.8 時間

平成 23 年:561.0 時間

平成 24 年:842.9 時間

平成 25 年:702.0 時間

【ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の1隻当たりの任務別活動時間】

国有船舶に限る。

・警備・警戒従事時間(原子力発電所、空港等重要施設警備を含む。)

平成 22 年:54.2 時間

平成 23 年:46.1 時間

平成 24 年:23.7 時間

平成 25 年:20.5 時間

・警ら活動従事時間

平成 22 年:463.8 時間

平成 23 年:479.8 時間

平成 24 年:506.2 時間

平成 25 年:474.7 時間

・捜索・救助従事時間

平成 22 年:16.5 時間

平成 23 年:14.8 時間

平成 24 年:17.3 時間

平成 25 年:19.0 時間

・捜査活動従事時間

平成 22 年:17.1 時間

平成 23 年:14.5 時間

平成 24 年:14.4 時間

平成 25 年:15.5 時間

平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されたことにより、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間が十分に確保され、水上警察活動の充実という所期の目標が達成されたが、引き続き、水上警察活動の充実を図る必要がある。

参考

・過去の実績

・ガソリンエンジン搭載警察用船舶の数

平成 22 年:24 隻

平成 23 年:25 隻

平成 24 年:25 隻

平成 25 年:24 隻

			<p>・ガソリンエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間 平成 22 年:252.4 時間 平成 23 年:243.8 時間 平成 24 年:204.6 時間 平成 25 年:618.5 時間</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) 本租税特別措置が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約 28%減少することとなり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間も同様に減少することが予想される。駆動時間の減少に伴い、海上及び海上からのテロ活動や薬物・銃器密輸等の敢行を容易ならしめるほか、海上における人命救助活動が制約されることとなるなど、海上等における国民の安全・安心の確保に多大な悪影響が生じることが予想される。</p> <p>(購入できる軽油の量)</p> <p>平成 21 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 175 隻)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(課税なし)</td> <td style="text-align: center;">(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">66.58 円 / 1L</td> <td style="text-align: right;">98.68 円 / 1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">3,560,230L</td> <td style="text-align: right;">2,402,168L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>約 32.5%減少</u> (1158,062L)</td> </tr> </table> <p>平成 22 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 169 隻)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(課税なし)</td> <td style="text-align: center;">(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">74.70 円 / 1L</td> <td style="text-align: right;">106.80 円 / 1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">3,554,756L</td> <td style="text-align: right;">2,486,563L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>約 30.0%減少</u> (1068,193L)</td> </tr> </table> <p>平成 23 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 162 隻)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(課税なし)</td> <td style="text-align: center;">(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">88.11 円 / 1L</td> <td style="text-align: right;">120.21 円 / 1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">3,423,064L</td> <td style="text-align: right;">2,509,025L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>約 26.7%減少</u> (914,039L)</td> </tr> </table> <p>平成 24 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 158 隻)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(課税なし)</td> <td style="text-align: center;">(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">92.34 円 / 1L</td> <td style="text-align: right;">124.44 円 / 1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">3,540,146L</td> <td style="text-align: right;">2,627,121L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>約 25.8%減少</u> (913,025L)</td> </tr> </table> <p>平成 25 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 151 隻)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(課税なし)</td> <td style="text-align: center;">(課税有り)</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">98.18 円 / 1L</td> <td style="text-align: right;">130.28 円 / 1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">3,630,952L</td> <td style="text-align: right;">2,736,429L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>約 24.6%減少</u> (894,523L)</td> </tr> </table> <p>(税収減を是認するような効果の有無) 当該措置により発生する税収の減少額は、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	66.58 円 / 1L	98.68 円 / 1L	・ 購入できる軽油の量	3,560,230L	2,402,168L			<u>約 32.5%減少</u> (1158,062L)		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	74.70 円 / 1L	106.80 円 / 1L	・ 購入できる軽油の量	3,554,756L	2,486,563L			<u>約 30.0%減少</u> (1068,193L)		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	88.11 円 / 1L	120.21 円 / 1L	・ 購入できる軽油の量	3,423,064L	2,509,025L			<u>約 26.7%減少</u> (914,039L)		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	92.34 円 / 1L	124.44 円 / 1L	・ 購入できる軽油の量	3,540,146L	2,627,121L			<u>約 25.8%減少</u> (913,025L)		(課税なし)	(課税有り)	・ 軽油の単価	98.18 円 / 1L	130.28 円 / 1L	・ 購入できる軽油の量	3,630,952L	2,736,429L			<u>約 24.6%減少</u> (894,523L)
	(課税なし)	(課税有り)																																																													
・ 軽油の単価	66.58 円 / 1L	98.68 円 / 1L																																																													
・ 購入できる軽油の量	3,560,230L	2,402,168L																																																													
		<u>約 32.5%減少</u> (1158,062L)																																																													
	(課税なし)	(課税有り)																																																													
・ 軽油の単価	74.70 円 / 1L	106.80 円 / 1L																																																													
・ 購入できる軽油の量	3,554,756L	2,486,563L																																																													
		<u>約 30.0%減少</u> (1068,193L)																																																													
	(課税なし)	(課税有り)																																																													
・ 軽油の単価	88.11 円 / 1L	120.21 円 / 1L																																																													
・ 購入できる軽油の量	3,423,064L	2,509,025L																																																													
		<u>約 26.7%減少</u> (914,039L)																																																													
	(課税なし)	(課税有り)																																																													
・ 軽油の単価	92.34 円 / 1L	124.44 円 / 1L																																																													
・ 購入できる軽油の量	3,540,146L	2,627,121L																																																													
		<u>約 25.8%減少</u> (913,025L)																																																													
	(課税なし)	(課税有り)																																																													
・ 軽油の単価	98.18 円 / 1L	130.28 円 / 1L																																																													
・ 購入できる軽油の量	3,630,952L	2,736,429L																																																													
		<u>約 24.6%減少</u> (894,523L)																																																													
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合している。</p> <p>警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全・安心を確保するために必要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実に図るための必要最小限の措置である。</p>																																																												

			また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		地方公共団体が協力する相当性	水上警察活動は、都道府県警察の活動の一部であるから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解		なし。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 7 月